

令和2年度 第1回 日野市子ども・子育て支援会議
議事録

日 時 令和2年7月30日(木) 午後6時30分～午後8時30分

場 所 日野市役所5階505会議室

出席者 委員 遠藤委員、橋田委員、佐々木(美)委員、山上委員、伊野委員、寺田委員、久富委員、佐々木(慎)委員、土屋(早)委員、原嶋委員、青嶋委員、小俣委員、土屋(和)委員、田中委員、柗澤委員、小林委員、山下委員、村田委員

事務局 仁賀田子育て課長、中村子育て課地域青少年係課長補佐、木暮子育て課子育て係課長補佐、佐々木子育て課子育て係副主幹、奥、中田保育課長、正井子ども家庭支援センター長、吉沢子ども家庭支援センター相談援護係長

欠席者 北村委員、篠崎委員

傍聴者 なし

(開会)

会長

マスクしながら聞き取りづらいたと思いますが、これでやらさせていただきます。

それでは、ただいまより令和2年度第1回子ども子育て支援会議を始めます。まず、本日の委員会の出席状況、会議の傍聴希望の報告をお願いいたします。

事務局

皆様こんばんは。本日の欠席の委員なんですけれども、篠崎委員と北村委員から欠席のご連絡をいただいているところです。また、柗澤委員が遅れるのかなというふうに思います。全体の出席人数ですが、過半数を超えているというところがございます。また、本日は傍聴の希望はございません。

ここで、本会議の公開について確認をさせていただきます。会議の公開の扱いでございますが、施行規則第4条により会議及び資料につきましては、原則公開という形にさせていただきます。

また、議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をいただいた上で日野市のホ

ホームページ上で公開させていただきますことをあらかじめご了承ください。なお、議事録作成のため録音をさせていただきますことを重ねてお願い申し上げます。

録音につきましては、UDトークとボイスレコーダー2台を使って進めていきたいと思っております。今までも何度か使用しておりますが、UDトークの注意事項についてご説明をさせていただきます。

複数の方が同時に発言をすると音声認識の精度が低くなるため、発言する際には手を挙げて発言をお願いいたします。

また、皆様の机の上に薄手のビニール袋を配布させていただいております。恐れ入りますが、マイクを使用するにはご自分の手にビニール袋をはめて、マイクをお持ちいただきますようお願いいたします。ビニール袋につきましてはその方専用のものとなりますので、次の方にマイクを渡す際は、お手元にお持ちください。

マイクを複数本使用する会議ですので、発言を開始する際にマイクの電源をオンにし、発言に使われていないマイクは電源をオフにしてください。

また、マイクの電源を入れてから1秒程度おいてから発言をお願いいたします。マイクで発言を開始する際に、必ず「何々です。」と名乗っていただき、発言の最後に「以上です。」とお話してください。

そして最後に、普段よりもゆっくりご発言をいただけると正確に認識ができるというところでございます。

以上、ご協力をよろしくお願いをいたします。以上でございます。

会長

本日の出席状況について、事務局より過半数の出席があるとの報告がありました。よって、日野市子ども・子育て支援会議条例第7条第2項の成立要件を満たしていますことをご報告いたします。本日は傍聴の希望がないということですので、次第にそって会議を進めさせていただきます。

まず、本日の配布資料の確認を事務局からお願いします。

事務局

本日、第1回目の会議ということで、交代のあった委員におかれましては、略儀ながら机の上に委嘱状を置かせていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

では、本日の資料の確認をいたします。

資料1 日野市子ども・子育て支援会議委員名簿

こちらは、修正がありますので、本日机の上に、差替え版を置かせていただいております。

その裏面 資料2 日野市子ども・子育て支援会議事務局名簿

資料3 日野市子ども・子育て支援会議の役割と今後のスケジュール(案)

資料4 日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況①教育・保育

その裏面 資料4-① 待機児童解消に向けた取り組みについて

資料5 日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況②地域子ども・子育て支援事業

資料5-①学童クラブの状況

その裏面 資料5-② 子育てひろば・地域支援等の状況

資料6 (仮称)子ども包括支援センター基本計画(案)

こちらは、ホチキス止めの冊子となっているものです。

資料7 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子どもの居場所まとめ (R2.7.1 現在)

こちらは、A3版のものになります。

資料8 市立たまだいら保育園 民間運営事業者の公募について

その裏面 資料9 学童クラブの民間活力導入(運営委託)について

資料10 日野市の児童館今後の展開

こちらは、A3版で2つ折りのものになります。

資料11 令和2年度スーパーひのっち「なつひの」の中止について

その裏面 資料12 令和元年度相談受理件数

つづきまして、参考資料について確認をさせていただきます。

参考資料1 子ども・子育て支援法 第77条抜粋

参考資料2 日野市子ども・子育て支援会議条例

参考資料3 日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則

こちらは、A4版2枚をホチキス止めしたものです。

参考資料4 学びと育ちの日野ビジョン(日野市総合教育大綱)

また、

参考資料5 知っ得ハンドブック2020と、

参考資料6 日野市子ども条例 ポケット版

につきましては、本日机上に配布しております。

また、新しく委員になられた方には、

新!ひのっすくすくプラン ~第2期 日野市子ども・子育て支援事業計画~

の冊子も配布しております。

以上、資料が多いのですが、欠落等はありませんでしょうか。

(1. 委員紹介)

会長

まず、委員の交代がありましたので、自己紹介をお願いします。お一人ずつお願いしたいところですが、時間の都合上、交代された方のみお願いします。名簿のセルに色がけがある方が交代された方となります。名簿の順にお願いします。

(※名簿順に交代した委員の自己紹介)

(2. 事務局紹介)

会長

皆様ありがとうございました。次に、事務局も異動がありましたので、こちらも異動のあった方のみ自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、事務局の紹介をいたします。資料2が事務局の一覧となります。ただし、ご覧いただいておりますように、新型コロナウイルス感染症対策として、密にならないように今回は事務局の人数を8名に絞って出席しております。ご了承ください。

4月1日付の人事異動の発令により事務局で異動があり、保育課 整備調整係の 村林係長が 企画経営課よりまいりました。事務局の紹介は以上です。

あと、先ほど言い忘れたんですけども、コロナ対策で扉が今開いている状況でございます。空気を循環させるために扇風機も回していますが、これから暗くなってくると虫が入ってくる場合がありますので、その場合、一旦閉めて会議を少し中断したりして、その間空気を入れ替えるとか工夫をしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(3. 会議の役割と今後のスケジュール(案))

会長

それでは、次第3. 会議の役割と今後のスケジュール(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、資料3をご覧ください。また、参考資料として配布させていただきました、
参考資料1 子ども・子育て支援法 第77条抜粋、
参考資料2 日野市子ども子育て支援会議条例、
参考資料3 同施行規則
も併せてご覧ください。

本会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、条例により設置されてございます。支援法では、市町村は子ども・子育て支援事業計画の策定などの事務を処理するため審議会等の機関を設置することが求められており、本市におきましては、平成25年9月に「日野市子ども・子育て支援会議条例」を制定し、本会議を設置いたしました。

本会議の役割としては、資料3の左上の表中に記載のとおり、法に定められた上から4つの事項について御審議いただくこととなります。本会議の所掌事務の処理にあたりましては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない旨が法律で規定されており、これを踏まえて、幅広い分野の委員で構成する会議体とさせていただきます、20

人の委員で構成されています。

また、本会議の下に、特に専門的な事項を調査審議するため必要があるときは専門部会を設置することができる」と規定しております。

それから、同じ表中「役割」の上から5つ目に「子ども条例委員会」と書かれております。日野市には、日野市子ども条例というものがあります。お配りした、黄色い冊子「子ども条例ポケット版」をご覧ください。これは、子どもの4つの権利（子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利）と、子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定めたものでございます。

この条例の第20条に、「子ども条例委員会の設置」というものがございます。少し読みますと、「この条例の目的を推進するため、公募の市民を含む日野市子ども条例委員会を設置します」と書かれております。公募の市民5人、青少年健全育成、福祉、教育などの子どもの権利、健やかな成長にかかわる分野における学識経験者5人の計10人の委員で組織され、委員の任期が2年です。第21条を見ていただくと、委員会の職務について、第3項に「委員会は、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護の状況、子どもの健全育成環境の状況について検証を行い、市長に提言します」と書かれています。皆様に委員を務めていただくこの子ども・子育て支援会議では、子どもを取り巻く現状と課題について幅広く話し合っております。そのため、「子ども条例委員会」は子ども・子育て支援会議においてその機能を併せ持っていると考えております。

ただし、第21条を見ると「委員会は、市長の諮問による検証、委員会独自の検証を行います」と書かれておりますが、子ども・子育て支援会議では市長の諮問による検証は行っておりません。今後、子どもを取り巻く現状に問題が生じた際には、第20条や21条に規定されているように、市長の諮問により子ども条例委員会を設置する可能性もあることも認識しております。

このように、子ども・子育て支援会議において子ども条例委員会の役割を担っていると申し上げましたが、ここで一つ、今年度の課題と考えているのが、第20条の第3項第1号を見ると、公募の市民は「5人」と定めてありますが、子ども・子育て支援会議では1人しか位置づけをしておらず、人数に開きがあります。そのため、来年度以降、子ども・子育て支援会議の公募の市民を2人以上に増やしていきたいと考えております。

まとめますと、子ども・子育て支援会議の役割としては、これら5つの内容を担っております。

次に、資料3の下に今年度のスケジュールが記載されております。今回が第1回となり、全部で4回の会議を考えております。第5回は念のため、予備日として記載しております。一つずつ見ていきますと、

第2回は10月1日（木）101会議室、

第3回は11月19日（木）101会議室、

第4回は来年の1月28日（木）505会議室 となっております。

会議の役割とスケジュール（案）に関する説明は、以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問等はございますか。初めて委員になられる方も含めまして、何かご質問あればしていただきたいと思います。では、もし何かまたありましたら、後で質問をしていただければと思います

（４．新！ひのっ子すくすくプラン～第２期日野市子ども・子育て支援事業計画～の概要）

会長

次に ４．新！ひのっ子すくすくプラン～第２期日野市子ども・子育て支援事業計画～の概要について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、右上に「概要版」と書かれた薄い冊子をご覧ください。これは、計画書本体から抜粋した形でまとめたものとなりますので、こちらを使って計画の概要をご説明いたします。

本計画は、表紙に書かれておりますように、令和２年度から令和６年度の５年間で計画期間と定めております。「１ 計画策定の背景」にあるように、少子・高齢化の進展、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。その変化に対応し様々な課題を解決するため、５年を一期として計画策定を行っております。

２ページの「５ 子どもと家庭を取り巻く現状」を見ていただくと、年齢別就学前の児童数の推移と、就学児童数の推移を算出しています。これ以外にも、日野市の様々な現状について算出をしており、計画書本体の冊子には８ページから掲載しております。また、概要版２ページの「（２）母親の就労状況」については、平成３０年１０月から１２月にかけて市民ニーズ調査を行い、その一部のことを掲載しています。今回の計画を策定するにあたって、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向などを把握するため、市民ニーズ調査を行いました。調査の概要については、計画書本体の５ページをご覧ください。

３ページには、この計画の施策の体系図を載せております。このような体系で、上から「基本理念」「基本目標」「方針」「施策の方向」そしてここには掲載できませんでしたが、その下にさらに各事業がぶら下がっております。「基本理念」として、「子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔～一人ひとりが輝くたくましいひのっ子育ち～」を掲げております。各事業について、この理念を大切にしながら取り組んでいきたいと思っております。

４ページから６ページの上部は、この体系の中身を詳しくご説明したものとなります。

6 ページの下に「8 教育・保育の量の見込みと確保方策」とあります。これは、子ども・子育て支援法において、計画に定めなければならないものとして挙げられております。(1)では、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育について、令和2年度から6年度までの量の見込みを算定し、それに対する確保方策を設けてあります。

最後のページでは、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策」ということで、表にあるように、「利用者支援事業」や「時間外保育事業」などの令和2年度から6年度までの量の見込みを算定し、確保方策を設けてあります。

このような内容を盛り込んだのが、「新！ひのっ子すくすくプラン～第2期日野市・子ども・子育て支援事業計画～」となります。昨年度、継続をしてやっていただいた皆様のお力添えをいただきこの計画書を完成させることができました。今年度は、具体的な施策についてご紹介をし、進行管理を行っていくということが重要だと考えております。各施策について、皆様からご意見をいただきながら、点検、評価を行っていきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

説明につきましては以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等はございますでしょうか。

(※質問なし)

(5. 審議事項 (1) 日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況)

会長

次に、5の審議事項に移ります。審議に入る前に、会議の進め方について、確認をさせていただきます。できるだけ多くの皆様にご発言いただきたいと思います。それぞれのお立場からの視点だけにとらわれることなく、一市民としてのご発言でも結構ですので、活発な意見交換をお願いします。

また、事務局からも会議の公開について説明がありましたが、この会議は原則公開となっており、傍聴や、議事録も公開されます。

そうしたことも踏まえ、委員の皆様におかれましては、それぞれの発言内容を互いに尊重し、建設的な話し合いの場となるようご協力をお願いします。

では、審議事項 5 (1) 日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況 ①教育・保育の状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料4をご覧ください。子ども・子育て支援事業計画の実績について、はじめに保育園に関する内容を説明させていただきます。

表の中段、認可保育園等の右側、令和元年度の欄をご覧ください。上から、認定区分と年齢別の量の見込みと確保計画の数値、その下が確保実績となっております。令和元年度は3号認定0歳児が30人、3号認定1・2歳児が132人、2号認定3・4・5歳児が228人、合計で390人分の定員を確保する計画としておりました。実績としては、待機児童数の状況も踏まえ、計画数に上乗せし、合計で434人分の定員拡大を図りました。

その下の段に利用希望数と待機児童数を記載しております。平成31年4月1日現在の待機児童数は、0歳が8人、1・2歳が30人（1歳20人、2歳10人）、3・4・5歳が8人（3歳7人、4歳1人）合計で46人となっております。前年の139人から93人減少しております。表の最下段は434人分の定員拡大を図るために要した4施設分の整備費の財源とその内訳となっております。

次に資料4-①をご覧ください。待機児童解消に向けた取り組みについて待機児童数等の推移を説明させていただきます。

先に申し上げたとおり令和元年度は4つの施設が開設されました。合計で434人の定員拡大を図り、待機児童数も大幅に減少しました。

(2)をご覧ください。待機児童数は、平成29年の252人をピークに令和2年4月は38人まで減少しました。また、未就学児童人口、特に0歳児は減少傾向にあり、保育所の入所申込み数も大幅に減少しております。人口や申込数は減少傾向にありますが、今後の保育需要を考えると、幼児教育の無償化や新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の変化等にも十分注視していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

説明は以上になります。

会長

ありがとうございました。今説明がありましたことに関して、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。次に、②地域子ども・子育て支援事業について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

続きまして、資料5になります。②地域子育て支援事業について、全体の概要をご説明いたします。この地域子育て支援事業につきましては、記載している順序は前後いたしますが、新！ひのっ子すくすくプランの122ページにも記載されている事業の中で、量の見込みを設定し、計画することとなっている11事業を記載しております。個々の事業の概要については、資料に記載させていただいている内容をご確認ください。

本日の会議におきましては、その中でも、詳細な説明が必要な事業を各担当課から説明させていただきます。

事務局

②番の放課後児童健全育成事業、学童クラブにつきまして説明させていただきます。資料5-①をご覧ください。

令和元年度の受け入れ枠拡大の取り組みですが、南平小よつば学童クラブの新設と日野第三小学校内にあるひのだい学童クラブの増設です。いずれも、入会児童数の増加に対応するための整備となります。両施設の整備により、合計75人の定員を確保いたしました。

次に、事業計画における学童クラブの量の見込みと確保方策について、表をご覧ください。表一番左、量の見込みです。日野市では高学年の受入れは、原則未実施ですので低学年の部分です。令和2年度、低学年2,020人の量の見込みに対し、実際の必要数については、表一番右から2つめの入会児童数、令和2年度2,032人となります。概ね、量の見込みの数と学童クラブを実際に必要とする数は同じとなりますので、この計画における量の見込みは適正であると考えます。それを踏まえて、例年、施設整備等により定員を確保していることから、令和2年度も申請のあった全員を受け入れることができます。

日野市では学童クラブを小学校ごとに設置しているため、実態としては小学校により定員にせまるようなところと、また一方でかなり余裕があるところがあります。引き続き学校区ごとの実態に合わせた対応を進めて参りたいと考えております。

学童クラブの説明は以上でございます。

事務局

続きまして、資料5-②をご覧くださいまして、子育てひろば・地域支援等の状況（令和2年7月現在）についてご説明させていただきます。

1番、地域子ども家庭支援センター万願寺、及び多摩平「はぴはぴ」でございます。子ども家庭支援センター（本部）の機能を補完し、東西の子育て支援の拠点としての役割を担っており、子育てひろば、子育て相談、子育て啓発、子育てサークルの支援等を実施しております。万願寺につきましては、子育てひろばの開設時間が午後3時でしたが、今年度より午後4時までと延長して開催しております。

2番、子育てひろばでございます。身近に子育て支援を受けられる場所として、市内各地に21施設を設置し、主に交流スペースの提供、子育て相談、子育て啓発を実施しております。こちらは委託をお願いしているところと、各公立の保育園等をお願いしている形で実施しております。

3番、子育て情報提供でございます。子育て情報冊子の発行、子育て関連施設への配布や子育て情報サイトの運用によって広く、子育て情報の提供を行っております。ご参考までに、本日お手元に「知っ得ハンドブック 2020」を配付させていただきました。どうぞご覧いただければと思います。

4番、子育てサークル等への支援でございます。こちらについては昨年度の実績を掲載させていただきました。しかしながら昨年度は、台風や大雨等がございまして、いろいろ行事

が中止となりました。さらに年度末の方では新型コロナの影響ということで交流会等はかなり中止になってしまいましたが、地域のグループ作りを推進するために、子育てサークル等の活動時の支援、おもちゃ等の貸出し、情報交換会の開催を、主な内容として実施いたしました。

裏面にいきまして、5番、ファミリー・サポート・センター事業でございます。手助けが必要な方と手助けができる方が、会員登録をして助け合う、有償ボランティア活動でございます。育児支援と家事支援の家事等の支援を行っているものでございます。

内容の説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。今説明がありましたことに関しまして、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員

今の子育て情報提供という部分のところについてです。「ぼけっとなび」という Web サイトと、この「知っ得ハンドブック」を拝見させていただいたんですけども、これを一般の市民というか子育てファミリーが見たときに、ちょっと難しいなという印象があるんですね。その難しさはどこかなって思うと、例えば「ぼけっとなび」の方で言うと、「0 歳児」を押して「相談したい」というところをクリックすると、いくつか相談するものはでてくるんですが、全部が何々事業となっていて、多分、役所で決められた事業名でダーッとでてくるんです。しかし、相談したい内容ごとにアーカイブしてもらったりとか、使う側からするとあまり事業名って必要なくて、その事業が何を相談させてくれるんだということが結構大事かなっていうふうに思います。なので、寝返りしなくて困るとか、そういういくつかの相談案件ごとに、あなたは健康課の方に行ってください、あなたは子家センの方に行ってください、みたいに振られる道筋を作ってもらった方が利用率が増えるし、相談しやすく使いやすくなるかなというのを「ぼけっとなび」と「知っ得ハンドブック」の両方について思いましたので、検証していただけるといいかなと思いました。以上です。

事務局

ただいまのご意見、大変参考になりました。というのは、実は「ぼけっとなび」のサイトについて運用を始めてから 5 年ほど経っておりまして、現在リニューアルを考えて、庁内で検討委員会というのを設置して色々検討している最中でございます。確かに行政が作るものなので、ある程度のパッケージに基づいたものではあります。より使いやすいものにリニューアルしていきたいということで今検討しているところでありますので、今のご意見を参考にさせていただければと思っております。ただ、「ぼけっとなび」につきまして、ずっとこのスタイルでやってきたものなので、全部変えられるかどうかというのがあり

ますが、今のご指摘いただいたところについて検討していきたいというふうに思います。

委員

今期から計画が新しくなり、我々の役割は施策がどのように実施されているか進捗状況等を見ていくというのが先ほどもご説明ありましたが、この会議の重要な部分だと思っています。そうしたときに、我々としては進捗状況というのを拝見させていただいて、いろいろ意見を述べるということになると思います。なかなか難しいかと思いますが、ぜひ数字だけでない部分の現場の声であるとか、またこのコロナの状況なので、増えた減ったという判断が数字でできると思えませんので、やはりそこに来ている人の声で、また実施している人がこういうことを工夫しているとか、こういうことで困っているとかいうことを報告の中から拾い上げていただきたいと思います。これは全てアンケートをとってくださいというお願いではありません。どのような声を上げるかというのも、それぞれの施設ですとかそういう方にぜひお任せしたいと思うんですが、そういう生きた声をこの場のためではなく、まずは施策そして現場の繁栄のためにやっていただいて、そのエッセンスをいくつかの生の声をここに持ってきていただければ、状況がよりわかりやすくなると思いますので、そういった工夫をぜひお願いしたいと思います。以上です。

事務局

はい、貴重なご意見ありがとうございました。どうしても、市役所ですと、やったことを数字でというのをよく言われますが、逆に、数字でない部分も子どもの施策については特に大事だというふうに思いますので、ちょっと丁寧な説明に欠けている部分もあるかと思いますが、次回以降、もう少し丁寧な説明ができるように、工夫をさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

委員

とても難しいお願いをされていると思っております。ですので、皆さんもこういう試行錯誤した結果がこうですみたいに、いきなり完璧なものを求めるつもりは全くございませんので、工夫してみた、みたいな話がこの中でもお互いに聞けたり議論できる場になるといいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

会長

ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

(※質問なし)

(5. 審議事項(2)(仮称)子ども包括支援センター基本計画(案))

会長

次に（２）（仮称）子ども包括支援センター基本計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料６（仮称）子ども包括支援センター基本計画(案)について、ご説明いたします。令和元年９月開催の第３回子ども・子育て支援会議でお示しいたしました（仮称）子ども包括支援センター基本方針に基づき、この度（仮称）子ども包括支援センター基本計画案を作成いたしました。事前に資料としてお配りしてありましたので、ご覧いただいているかと思いますが、概略をお伝えした上でご意見等ございましたら、この場にていただければと思います。

本計画は４章の章立てにて構成しております。基本方針で示された方向性を具体化するため、基本施策と個別の取組、組織、統合のための新施設建設、今後のスケジュール等について定めたものです。

まず第１章では、計画の背景や法的根拠、本会議にて策定されたすくすくプランなど各種計画との関係、そして具体化する移行イメージと組織体制について計画しております。

まず、この（仮称）子ども包括支援センターにつきましては、２ページ３の関係法令等に記載した通り、母子保健法、児童福祉法の平成２８年度改正に基づき、市町村が子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点を整備することを求められ、両者を一体化して運営することが望ましいという国の方針に合致する方向性で実現に向け計画してきたものです。それを具体化するイメージ図が４の（仮称）子ども包括支援センターへの移行イメージとなり、第１段階として子ども家庭支援センターと健康課母子保健部門の統合を進め、第２段階で本計画の最終的な実現を目指すものであります。具体的な運営体制につきましては３から４ページに組織と人員体制という形で提示してございます。

５ページ第２章では計画の基本的な考え方として、「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点の設置」を目指し、基本方針にて策定した基本施策５項目について提示し、その実現を図るための子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点設置のイメージを図示しております。

続きまして７ページ、第３章では基本施策とその取組みについて具体的な内容をお示ししています。まず基本施策１・２・３を実現するため、総合相談窓口を設置し、すべての妊産婦や子どもとその家庭が様々な内容について気軽に相談でき、その内容に沿った相談支援につなげる体制を作ります。２のスクールソーシャルワーカーの役割では、小中学校に所属する児童とその家庭について、さらなる支援の強化を目指し、第２段階にてエール所属のSSWを（仮称）子ども包括支援センターの業務の併任とし、虐待以外の相談の窓口をSSWを中心にすることで支援の充実を図ることを目指します。

また、個々の相談者のサービス利用や支援の充実を図るとともに、児童虐待やその可能性がありうるハイリスク家庭については、より介入的な関わりをすすめるなど、９ページ３

「子育てを支えるサービスや個別支援」の中段からのイメージ図で示したようにその段階に応じた支援を行います。

続きまして、11 ページ基本施策4につきましては、今後の課題ということで、第1段階の統合が完了した段階からその内容の検討を進め、第2段階から具体的な動きを作っていくこととなります。

12 ページ基本施策5につきましては、行政だけではカバーしきれない部分や行政以外の団体や地域が関与することでより充実できる部分について現在も様々な団体や地域の方々にご協力をいただいているところですが、その部分についてより発展させていくよう、支えあいの風土を醸成し、地域での子育て支援を充実することを目指してまいります。

続きまして13 ページ以降の第4章では、最終的な（仮称）子ども包括支援センターを実践女子学園・神明校地に実践女子大学より用地を借用し、新たな建物を建設する形で設置することを明記しました。

さらに14 ページ、子育て課・保育課の移転及び防災対策については、新施設においては（仮称）子ども包括支援センターの他に、子育て課・保育課も移転し、人との接触リスクを下げ、子どもというキーワードでワンストップでのサービス提供を実現し、あわせて、福祉避難所等の防災対策機能を有するものを設置する予定でございます。

続きまして15 ページの6に今後の進め方を掲載しておりますが、令和3年度上半に第1段階の統合のための移転ということで、子ども家庭支援センターが生活保健センターに移転します。第2段階の実現のための新施設建設といたしましては、令和2年度中に建物の基本設計に入り、令和3年度中には実施設計を完了し、工事に入る予定です。最終的な（仮称）子ども包括支援センターの開所は令和4年度2月前後になるかというところです。

最後に本計画は日野市パブリックコメント手続き実施要綱第4条第1項第3号の規定に基づき、本会議での審議を経たうえで、最終的に市長が決定するものです。市民向けには8月15日号広報でお知らせし、ホームページや図書館、七生支所などの各閲覧場所にて公表する予定です。

私からのご説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。今ご説明があったことに関しまして、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員

毎回自分の議事録を読んでいてすごく偉そうなことを言っているなというふうに思っているのですが、今回もまた自分なりに少し勉強してきました。子ども包括支援センターに関しては前々回、前回と、コメントさせてもらっているかと思うんですが、すごくいいなと思ったところからまず感想を述べると、例えば土曜日に開く予定があるっていうとこ

るとか、細かいところがあってすごくいいなというふうに思いました。基本施策1と3について、2点だけお伝えしたいと思います。

まず5～6ページになるかと思いますが、施策1に関して申し上げますと、相談のハードルについて本当に困っている方にどう繋がるかっていうところが今まで話題に上がっていたと思いますが、例えば今話題のLINEで相談できるとか、そういったことが一応検討事項にあるのかということ。また、これも前回お話ししましたが、外国籍の方へどうアプローチするかというところがやっぱり話題になると思うので、例えば日本語以外の対応ができるのかということがまず大きく分けて1個目です。

二つ目は施策3についてですが、すごくSSWに関して注目されていてとても素晴らしいなと思う一方で、形骸化がすごく怖いなと思いました。例えば、今までも多分月一訪問だったと思うんですけど、校長先生もいらっしゃるのでお伺いしたいんですが、月一回訪問で今までやっていたものが大丈夫だったのかっていう前提があり、そこについては月一回訪問もこれを拝見するに変わっていない。これだけSSWに注目が集まるとなったときに、すごく形骸化が気になりました。以上です。

事務局

まずご質問の基本政策1の相談機能を高めるというところですが、そのためには対面での相談であるとかそれ以外のいろんな相談のやり方があると思います。今おっしゃったようなLINEでの相談というところでいいですと、実は包括のところではなくて情報提供のところまで考えているところまでございまして、日野市自体がLINEでの情報発信とかを今色々考えているところで、具体的に個々の相談をLINEでできるかっていうとなかなか難しいところがありますけれども、そういうところからも声を拾っていき、発信されたものを吊り上げるような仕組みということを、情報サイトをリニューアルするのと同時に検討をしているところまでございます。ここには記載しておりませんが、当然そういうことは考えていかなくてはいけないところですし、委員から外国籍の方のことについて教えていただいたり質問していただいたりして、こちらを対象者については当然配慮というのは必要になってくると思いますので、この中に明記はしてないんですが、具体的に更にこのことを進める中では、今日いただいたご意見を参考に進めていかなければいけないというふうに考えているところまでございます。

それからSSWのことですけれども、今現状で日野市は5名のSSWがいるんです。おそらく他市町村に比べてすごく多い配置になっていて、月1回というふうにおっしゃられましたが、現状今のSSWもかなり頻繁に学校とやりとりをしているはずですよ。今日も実は私も子ども家庭支援センターの相談員の者と私も含めて、SSWとも連携する会議を開いたんですけれども、すごくSSWが学校に入っているっていうふうにこちらは考えていますし、さらに人数を増やす形で、最終的にはどこまで実現するかというのはありますが、中学校区に1名ぐらいのSSWの配置をして、学校とSSWがエールと学校と子ども家庭支援センター

を常に行きまわるといふか、そういうイメージでSSWに活躍してもらいたいというふうに考えているところでございます。

会長

月一回ということの質問に対してお答えいただきましたが、ただそれはもっと盛んだという話、その上で学校の方でどのような効果が上がっているかとか、そのあたりを説明していただくと最も大事な審議事項だと思いますので、説明をちょっとお願いいたします。

委員

改めまして今年もよろしくお願ひいたします。日野市に来ていよいよ5年目になり、だいぶ日野市のこともわかってきたんですが、今質問も出ましたけれども、日野市のことがわかってきただけに、逆にいろんな心配なこともたくさんある中で、こういった事業をやるにはやっぱりお金がかかるわけですよね。そして、決して日野市も財政的に豊かではないと思うんです。その中で、少しでも子育てのために一生懸命やっている姿はすごいなど、今までずっと関わってきてそう思っております。そのお金に関わることの一つとして、やはり人件費もかかるだろうと。スクールソーシャルワーカーが実際に入っておりますが、私もいろんな地区をまわってきましたが、日野市に来て、スクールソーシャルワーカーを、ちゃんと表だって配置をして来てくれているっていうのは、はっきり言って他の地区ではあまり見られません。しかも日野市の場合には、前にも言ったと思いますが、スクールカウンセラーが都からの派遣で週に1回、それから市の方の派遣で週に1回、つまり週に2回スクールカウンセラーが来てくれているんです。これも日野市は大変財政が厳しい中でもやってくれて、非常に私たち現場としては助かっているところです。そして、そこにプラスしてスクールソーシャルワーカー。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは何が違うかというところ、試験のやり方ですから国家試験ですとかその辺が当然違うんですけども、スクールソーシャルワーカーの方が浅く広くなんですよね。そして、スクールカウンセラーの方は本当に一人一人。ただし、スクールカウンセラーは学校の中での相談になってしまうんです。スクールソーシャルワーカーさんは学校の要望に応じて家庭訪問をしても構わないんですよね。家庭に行って、お父さんお母さんあるいはおじいちゃんおばあちゃんの話も聞いてきてくれて、学校にそれを持ち帰ってくれるということで、例えば不登校対応とか、いろんな背景があるんですけど、それをスクールソーシャルワーカーさんが拾ってきてくれるということで不登校対応についても非常に助かるとか、そういったケースも実際にあります。ですので、スクールソーシャルワーカーさんがいてくれるのは私はとても助かっているんですが、ただやっぱり予算も絡んでいるんでしょうけど月1回ではやっぱり少ないです。こういった相談ごと、子育て何でもそうですけれども、かゆいところに手が届く、いてほしいときにそばにいてくれる、それがやっぱり一番の相談だし支援だと思うんです。それを考えると、月1回はやっぱり少ないです。で、時々そうやって連絡を取ってきてもらったりもする

けども、それもすんなりいくわけではありませんので、ですからこれは、これから先の予算に絡むと思いますけど徐々に増やしてって欲しいなっていうのは、実際のところの本音です。

それともう1個問題点があるのが、家庭訪問って言いましたけど、いろんな相談事はあるけれどもやっぱり家庭に入られたくないっていうそういう家庭も、いろんな相談事も相談するっていても本当に相談できる家庭かと思ったらそうじゃないんですよね。相談できない家庭もある、ということなんです。ですから、例えば民生児童委員さんなんかこの間も会合をうちでやりましたけれど、実際にはほとんど今活動していないという現状です。家庭に入れませんし。ですから、そういった本当に相談したくてもできないとかいったところもこれから拾っていかなくちゃいけないのかな、数字では出ないけど大変だろうなと思います。ということでこれから先、いろいろと期待しながら私も一緒にやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。他に関連することだけではなく、他にもご質問あるいはご意見ありましたらお願いいたします。

委員

新しい取り組みで組織をいろいろ変えていくというのは、多分市民も不安もあるかと思いますが、硬直した組織よりも新しいことに果敢に新しい組織で挑戦していただいて、出てきた問題を一つ一つ解決していくということでぜひ前進して行ってほしいなと思っております。先ほど委員もおっしゃいましたが、やはりこういう計画が出てきたときに、財政緊急事態宣言をされたということはもう市民全員がよくよく承知していますので、やはりこの設備にかかる費用の8億4,500万円について、補助金や地方債もありつつも、一般財源がどれぐらいこれに割かれる計画であるのか。もちろん子育て子どものための政策をどんどん充実させていただくのは市民として非常にありがたいですが、やはり建物を立てていくというときには、こういう事業をやるからこの建物ですというだけでは、あのような宣言をした後だとなかなか市民の納得も得られないような気もしています。とはいえ、建物は数十年単位でもちろん再構築していくものだと思いますし、市内には本当に老朽化が激しい建物も多数ある中でのご決断だったであろうかと思っておりますので、そういう長いスパンの中での建物の再構成の中にこれが居続いているみたいな説明をしていった方がより市民の理解が得やすいかと思っておりますので、パブコメ等を出していくときにはそういったことも含めて提示していただくと、広く市民の理解が得られるのかなと思いました。以上です。

会長

ありがとうございます。今のご意見に関しまして、今のところ何か役所の方で対策や対応などは考えられてますでしょうか。

事務局

今の財政的なところで申し上げますと、まだ国の交付金等を今算定しているところですので確定的な数字は申し上げられないんですが、一般財源がある一定の金額がかかることは間違いないので、それについては議会等でも説明をさせていただきますし、広報やホームページ等でも説明をさせていただくことになると思います。また敷地につきましては、無償で実践女子大学の方からお借りできるということで、これだけの敷地を確保するとなりますとかなり大変なところがありまして、それを子育て支援に寄与するものとしての利用というところでご提供いただけるということなので、そこを活かすということも、日野市としては考えているところでございます。以上です。

会長

ありがとうございました。他に何かございますか。

委員

これは構想を聞いたときからとても期待をしていたんですが、今回、健康課の母子保健相談と子ども家庭支援センターの方とかが一緒になって赤ちゃんのときから相談体制を手厚くしていくということで、すごくいいなというふうに思っています。小学校などに入ってからその問題が顕在化したりということもあったりしたので、やはり赤ちゃんのときから繋がって、早め早めの支援に手が届くのであれば、本当に理想的だなというふうに思います。私たち民生委員も赤ちゃん訪問というのをしているんですが、今はできない状況ですけれども、小さいときから繋がっていったらいいなという思いがあります。そこで、私も気になっていたのですが、スクールソーシャルワーカーの人数という点で、せめて中学校区に1人ぐらいの人数は欲しい、ぜひお願いしたいと思うんですけども、そのスクールソーシャルワーカーの方を中心に、いい形でこの相談の形が回っていくのが理想なのかなとこの説明を聞いても思いましたし、もちろん予算が絡むんですけども、いい方向にいったほしいなととても期待をしています。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。今のようにご意見あるいはご感想をいただければと思うんですが、どうでしょうか。

委員

先ほどからずっと出ていますけども、このプログラムはスクールソーシャルワーカーが結構キーになりそうな感じかなというふうに読んでいます。8ページの図だけ拝見していると、スクールソーシャルワーカーの活躍する幅がとても広がるというか、言い換えると忙しくなるということかなというふうに思います。学校に月1とおっしゃっていましたが、

小学校だけで17校あって、それに中学校が加わって、全てのケース会議に出て、児童館にも行って、子育て広場からも呼ばれて、っていうふうになっていると会議に出るだけで1ヶ月終わっちゃうみたいな感じにならないのかなというのは計画を拝見したときに懸念したところです。形はできたけど、運用が続かなくてなんか微妙になっちゃったっていうのは勿体ないですから、できるだけ持続可能で、いい制度であるために投資はかかる訳ですけども、ある程度思い切って中学校区に2人と言ったら理想的ですが、そのぐらいの配置をぜひ計画される以上そこまで突き進んじゃった方がいいんじゃないかなっていうふうに思うところが一点です。

あと、フェイストゥフェイスで相談をするとすると、やっぱり見ず知らずの人にディープな話ってできないんですよ。前も申し上げたかも知れませんが、仲良くなりかけて打ち解けた頃に異動でいなくなっちゃう、市役所とかの場合多かったりしますけども、ぜひ包括支援センターというふうにして専門機関として位置づけるのであれば、特に相談案件に関わるような職員さんは専門職として固定するとか、異動しないとか、そういう特別な制度を引かれるっていうのもぜひ検討していただけたらいいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

会長

貴重な意見ありがとうございました。他にございますでしょうか。では一応出たというところで、区切ってもよろしいでしょうか。

(6. 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う子どもの居場所)

会長

では、続いて、6. 報告事項に移ります。報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う子どもの居場所について、事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、資料の訂正があります。左から2列目「教育委員会」の列で、上から5行目「国が非常事態宣言を発令」とありますが、正しくは「緊急事態宣言を発令」となります。また、解除したのも、緊急事態宣言ということで訂正いたします。申し訳ございません。

中身についてこれを全部説明すると時間かかってしまいますので、簡単に説明させていただきます。もう皆様ご存じのように新型コロナウイルスの感染拡大で、子どもに関わる現場というのは非常にいろいろな対応を迫られたところでございます。その中で主だったものだけ説明をさせていただきます。ぱっと見て、教育委員会と学童クラブのところが一番書いてあると思いますが、そこについて今回は非常に連携をさせていただきました。緊急事態宣言が発令され、その前には急に首相が学校休業にしますと、ですが保育園・学童クラブはしっかり開けますと。突然私もニュースで見て大変驚き、そこからのスタートでありました。

保育園・学童クラブは閉めることなく、継続をしていくということをまず第一方針に掲げました。学校が休みになると、学童クラブは1日育成ということで朝から夕方までということになりますが、そんな中でも教育委員会と連携をさせていただいて、なるべく3密を防ごうということで、学校の施設を積極的にお借りして、少しでも広いスペースが使えるように工夫をさせていただきました。また、他の市ではちょっとなかったことですが、令和2年4月7日に国が緊急事態宣言を発令したときに、子どもの居場所事業ということで、午前中は小学校が預かってくれました。そうしていただいたことによって、学童クラブは、他市だと、毎日解除されるまで一日育成を続けなくてはいけなかったんですが、日野市の場合には、ここで午後からの育成ということで、非常に学童の職員の負担軽減に繋がったというところがございます。また、保護者にはなるべく自粛をしてくださいということをお願いし、最終的には利用率が2割ぐらいになりました。職員については、市役所でもテレワークをやったんですが、学童クラブの職員も負担になっているというところで、テレワークなども導入をさせていただいたというところがございます。

その他、学童クラブにつきましては、どうしてもコロナが心配だということでお休みの方がいらしたと思うんですけども、コロナを理由にして退会をさせないということで、その方々については届け出を出していただくことによって利用料を減免し、学童クラブに感染症が収まったらまた来てくださいということをしています。加えて、欠席届というのは今まで市役所に来ていただかないといけなかったのですが、電子申請を導入し、市役所に来なくても申請ができるような対応をとらせていただいたところがございます。教育委員会と学童クラブはそういうことになります。

次に、そこに付随するような形でひのっちと児童館でございます。放課後子ども教室ひのっちについては、本来ですとこちらもなるべく子どもの居場所として開きたいというところがあったんですが、ひのっちというのがボランティアの方々に運営されているということと、実際に関わってくださっているパートナーさんが高齢の方が非常に多いということで、今回高齢者につきましては重篤化のリスクが高いということもあり、休止させていただきました。ですが、1学期中ずっと休止していましたが、2学期から子どもの居場所という中で、ひのっちを求めている方というのがいらっしゃいますので、その方々のために、本当に居場所が必要な方に利用者を限定させていただき、2学期からは新しい放課後子ども教室ということで始めていこうと考えているところです。ひのっちが休みになると、居場所がないという方もいらっしゃるので、なるべく児童館に行ってくださいということを話しました。児童館は、首相が開けなさいと言った施設ではないので、この休みの期間開けているのは、私が知っている限りでは26市中2市しか開けていませんでした。あとは閉めてしまっていましたので、そういう中で日野市は条件を付けて、本当に必要な方ということにしてみましたけれども開けて運営をしています。本来は一度家に帰ってからランドセルを置いて来てくださいますというお願いをしているんですけども、ひのっち休止が長引いているということもあって、ランドセルを背負ったまま児童館に行ってもいいですよということ

で、ランドセル来館というような取り組みをさせていただきました。

あと、新しくやったことだと、お弁当事業ということで、5月に保護者の方がお弁当を作るというのが負担になるだろうということで、青年会議所が間に入ってくださって市内の事業者さんと連携をして、小学校全17校と学童クラブの子どもたちに4日間でほしい1,900食ぐらいのお弁当を市内の11事業者ぐらいが協力してくださって、提供をしたというようなこともやらせていただきました。

そして、保育園でございます。保育園につきましても、基本的に自粛しながらも必要な方は受け入れますというようなスタンスの市町村もございました。ですけれども日野市の場合には、基本的に開けていくということで、ずっと取り組みを続けてきました。ただし自粛要請はいたしましたし、必要に応じて保育料の減額もしてきたというところがございます。子ども家庭支援センターのいわゆる子育てひろばも、早々に閉めてしまったところが多いんですが、日野市については、こちらも貴重な子どもの居場所だということで、本当に厳しくなった時期を除いてなるべく開けていこうということで対応し、一番大事な相談事業等については、継続してずっと取り組んできたところがございます。

あと、主な感染症の対策というところを下に書いております。皆さんご存知のところもあると思うんですけど、消毒液とかマスクとかを配置するということと、主だったものとして2行目の空気清浄機については各学童クラブ・児童館も設置をするということがございます。あとは、子どもの送り迎えとかは施設に入らないで、施設の外ですとか、アクリル板とか透明のビニールカーテンを設置したりしました。アクリル板については、学校などもやっているのではないのかなというふうに思います。こんな対策をしながら、事業を継続しているというところです。

以上が市の関係ですが、子どもの居場所ということだと、「仲田の森で遊ぼう」という居場所を屋外でも作っていただいています。その居場所を運営されている委員が今日ちょうどいらっしゃるので、そちらの状況をぜひご紹介いただければと思います。

委員

ありがとうございます。我々がやっている活動は、プレーパークという禁止事項のない遊び場で、屋外型の子育て広場みたいな形になっているので、来ているのは子どもだけでなく、乳幼児を連れた親や、その他いろんな方が集っています。それぞれ具材を持ち寄ってお鍋を作って、そうすると具材とおにぎりだけ持ってきてくれたらお鍋があるから、もうそれでお昼ご飯も簡単にできるよねというような、集まって話して食べ物をシェアしているという、この時期ではもうとてもできないようなことをずっとやってきていました。そして時系列でいうと、学校が休みになった3月にものすごい人が増えました。普段の3倍ぐらいはいるんじゃないかというぐらいに、今まであんまり来なくなっていた大きくなった中学生・高校生とか、遠くから久々に会うねみたいな人がたくさん来て、さあ4月頭の緊急事態宣言の時にとってもじゃないですけど、3密を避けるなんていうのはできないので、1回だけ休まし

た。ただ、事務局がおっしゃるように、本当に必要としている人っていうのがやっぱり具体的に顔が浮かぶんですね。やはり、どうしてもあの子は必要としているなとか、開催しなかったらあの家は絶対苦しんでいるなということで、今までの趣旨のプレーパークはもう開催しませんと。その代わり名前を変えました。ほっとスペース「なかだの森」という、名前を変えただけでなく、我々も来る人に対し限定するアナウンスをしました。初めての人はいらないでください、遠方からはご遠慮ください、ほぼ家で大丈夫な人は今は来ないでくださいっていう、今までにはないメッセージを出しました。鍋ももちろんやめました。食べ物のシェアもやめました。そしたら4月の最初の時に私も様子見だけにちらっと行ったら、本当に人が減っていて、さっき事務局がおっしゃっていた2割ぐらいにぐんと減って、みんなメッセージを聞いてくれているんだなど。必要としているような家庭がポチポチ、子どもがポチポチ。そしてその期間結構常連になっていたのが、高校生でした。ずっと来ていた常連の高校生が、高校に入ったのに一度も行っていないと言って、何かこう所在なさげで不安で誰かと話したいみたいな感じがあったので、結構中高生が来ていたりしました。もちろん来た人には必ず名簿を書いてもらうとか検温するとか消毒を徹底するとか、大人は絶対マスクしてくださいとか、そういうこともやりました。なので、本当に必要な人のために、細々とやることで、一時期は我々の場合より普通の公園の方が人がいっぱいいるような時期もあるぐらいでしたので、本当に必要な人のために細々と続けてこられました。これは、実は同じようなプレーパークをやっていて、行政から閉じてくださいって言われたところもたくさんあるというのを聞いています。そういう中で事業を継続させていただけたのは本当に感謝しています。ありがとうございます。

会長

ありがとうございました。今のお話でご質問とかご意見ございますでしょうか。

委員

小学校の校長会を代表して来ておりますので、全ての校長の意見を聞いてきたわけじゃないんですけど、おそらく同じ気持ちだろうと思うんですが、校長会の方からも子育て課の方でいろいろやっていただいて、学童クラブですとか児童館ですとか、この苦しい時期をいろいろと助けていただいたことに改めて感謝申し上げたいなと思うんです。数も確かにそうなんですけども、やっぱり子どもたちが非常に不安を抱えていたんですよ。3月から4月は学年が一つ上がるんですよ。それから入学してきた子どもたちが学校に行けないんです。そういうところを児童館ですとか、あるいは学童の方で子どもたちを預かってもらって、子どもたちを安心させてもらえたっていうことが、本当に私も嬉しかったなって改めてお礼を申し上げたいと思います。おそらく、学童さんも大変だったろうと思います。職員も数が足りなくて、市の職員もいろいろお手伝いに入っていたという話も聞いております。そんな中こうしてやっていただいたことに本当にありがとうございました。

(6. 報告事項(2) 市立たまだいら保育園 民間運営事業者の公募について)

会長

ありがとうございました。報告事項の1の方はよろしいでしょうか。続きまして、報告事項、(2) 市立たまだいら保育園 民間運営事業者の公募について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料8をご覧ください。日野市立たまだいら保育園の民間運営事業者の公募について報告させていただきます。対象施設の概要については記載のとおりでございます。2のこれまでの経過ですが、民営化の方針を踏まえ、平成29年10月26日に保護者説明会を開催しました。以後、保護者と協議を重ね、ガイドラインと公募要領案が策定されております。

次に、3の主な公募条件ですが、応募資格は都内で認可保育所を5年以上運営する社会福祉法人としております。円滑な運営の引継ぎを図るため、1年間の合同保育を条件としております。事業者の選考方法は、保護者の代表者を含む7人の委員で構成される委員会により、現地調査やプレゼンテーション・ヒアリングを行い決定して参ります。

最後に選考スケジュールです。記載のとおりですが、10月初旬には運営事業者を決定し、引継ぎに関する具体的な協議を開始し、令和4年4月に民間事業者による運営が始まります。報告は以上です。

会長

ありがとうございました。このことについて、ご質問、ご意見はございますか。

(※質問なし)

(6. 報告事項(3) 学童クラブの民間活力導入(運営委託)について)

会長

それでは、(3) 学童クラブの民間活力導入(運営委託)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

学童クラブの民間活力導入についてご説明いたします。資料9をご覧ください。

第5次日野市行財政改革大綱実施計画に基づき、令和元年度以降段階的に学童クラブへの民間活力導入を進めています。令和元年度はしんめい学童クラブ、七小学童クラブ、令和2年度は五小学童クラブに民間活力導入をいたしました。

1番目として、学童クラブに民間活力導入を進める理由をご説明いたします。

①土曜日を含めた午前8時から午後7時まで育成時間の拡大は、長年、保護者から大変多く

の要望があり、必要な事業と認識しております。

②要支援を必要とする児童に対して、加配支援員を安定的に確保する必要があります。加配支援員のみならず、保育士不足も言われており、学童クラブ支援員の安定的な確保は重要な課題です。民間事業者の力を借りて職員の安定的な確保を進めたいと考えております。

③地域の実情に応じた施設の整備を継続的に実施することです。先ほど南平小よつば学童クラブの開設の報告をいたしました。新設のみならず、既存施設の老朽化対応や設備などのメンテナンス、修繕の対応など多くの課題を抱えております。

④学童クラブ運営経費が大幅に増大しないための事業展開。学童クラブの利用者数は当面、増加が見込まれており、施設の整備、職員配置等の経費増大が予想されます。限られた財源をより有効に活かす必要があると考えております。

これらの課題への対応として、東京都独自の「都型学童クラブ補助」を受けることが最も有効であると考えております。この補助金の主な要件が3点あります。「運営主体が民間であること」、「児童の一人当たりの定められた平米を確保していること」、「開所時間が午前8時から午後7時以降まで開所する」ことが要件となっております。

2番目として、令和3年度の運営委託の概要です。一小学童クラブ、たけのこ学童クラブを対象としており、スケジュールは記載のとおりです。8月22日に公開プロポーザルとし選定委員会を実施し、概ね9月下旬に事業者を決定する予定となっております。

3番目として、令和4年度の運営委託の概要です。「七生緑小学童クラブ」と新設いたします仮称「豊田小学童クラブ」を予定しております。10月頃、該当する学童クラブの保護者説明会を実施予定しています。また、保護者の代表である日野市学童保育連絡協議会に推薦された委員と一緒に、検討会も実施いたします。すでに7月10日に1回目を実施しており、7月の検討会を含めて、今年度中に4回検討会を実施する予定です。以上です。

会長

ありがとうございました。このことについて、ご質問、ご意見はございますか。

(※質問なし)

(6. 報告事項(4) 日野市の児童館今後の展開)

会長

それでは、(4) 日野市の児童館今後の展開について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料10をお開きください。本日の資料の中で、絵がいっぱい書いてある唯一の資料かと思えます。

新しい児童館構想ができました、本日は概要版をお持ちしましたので、ご報告させていた

できます。

この児童館構想は上位計画である「新！ひのっ子すくすくプラン～第2期日野市子ども子育て支援事業計画～」の具体化を図るものとなっています。

「もっとわくわくする児童館がはじまるよ」の面をご覧ください。左上側に日野市新しい児童館構想、平成19年度から令和元年度とあります。平成19年に策定した児童館構想なので、時代の変化に伴った子どもを取り巻く新たな課題に対応できていないことや、国・東京都・市との計画の整合性をとる必要などから見直しを行いました。

子どもを取り巻く現状という、子どもが少し困った顔をした絵があり、その周りに、貧困、外国籍の子どもの増加などコメントが出ております。これらに対応する必要があるということになっております。困った子どもの絵の下に、厚生労働省が「児童館ガイドライン」を平成30年10月に改正したとあります。厚生労働省でも現状の課題に適応できる児童館にするために、同時期に児童館ガイドラインの改正をしております。児童館ガイドラインは、拠点性・多機能性・地域性という3点を中心にまとめてあります。これらの課題とガイドラインとを取りまとめて一番右下に、「日野市の児童館 今後の展開ワクワクすることをやってみよう！」という形で記載しております。開いていただきまして中を見ていただき、「いつだって子どもの味方！みんながつながる児童館」をご覧ください。児童館ガイドラインに合わせて、拠点性、多機能性、地域性の3本柱を中心にしてAからKまで11項目が書かれています。

代表的なものを少し紹介させていただきます。Bの「増やそう子どもの居場所、社会資源の活用」では、移動児童館やランドセル来館などを挙げており、現在、新型コロナウイルスの関係で「ひのっち」が中止となり、代わりに放課後の居場所として、児童館でランドセル来館を開始いたしました。計画の初年度から実施している状況でございます。

多機能性としては、E「遊びの中から相談をキャッチ」などがあり、これは子どものみならず、児童館の魅力である「敷居の低い、居場所」の利点を生かし、子どもや保護者の相談を拾ってつなげていくことを強化していくものです。また、J「公・民とも児童館・学童クラブの質UP!」としましては、今年度の4月から基幹型児童館にエリアマネージャーという、主に学童クラブ支援に特化した専門職を配置して、市内全施設の質の向上を進める事業などを実施しています。

最後に裏面、児童館・学童クラブマップです。以前の構想では児童館独自のブロック分けとして市内を5ブロックに分けておりましたが、今回、中学校区に合わせて4ブロックとしました。1つの児童館ブロックに2つの中学校が入り、小学校もそれに合わせてバランスをとったブロック編成となっています。

会長

ありがとうございました。このことについて、ご質問、ご意見はございますか。

(※質問なし)

(6. 報告事項(5) 令和2年度スーパーひのっち「なつひの」の中止について)

会長

それでは、(5) 令和2年度スーパーひのっち「なつひの」の中止について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料11をご覧ください。

令和2年度スーパーひのっち「なつひの」の中止についてご説明させていただきます。平成27年に市内4校で始めました、夏休み期間に実施の『スーパーひのっち「なつひの」』について、毎年2校ずつ拡大し、令和2年度は新たに平山小学校と滝合小学校を加えた14校で実施する予定でしたが、中止とさせていただきました。

中止の理由は、「なつひの」の実施期間として考えていた7月が、通常授業となったことによります。昨年度の実績については資料に記載の通り1日平均で768の方が利用されており、スタッフは午前・午後のシフト制で、延べ1,212の方に従事していただいております。

本来であれば、来年度で17校全校での実施の方針を掲げておりましたが、コロナ感染の状況などを見ながら、実施校の検討をしていきたいと考えております。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。今のことについて、ご質問、ご意見はございますか。

(※質問なし)

(6. 報告事項(6) 令和元年度相談受案件数)

会長

それでは、(6) 令和元年度相談受案件数について、事務局より説明をお願いします。

事務局

子ども家庭相談受案件数について、ご説明いたします。資料12をご覧ください。

受案件数というのは、毎週子ども家庭支援センター本部で開催する受理・支援方針会議、または虐待の場合の緊急受理会議のどちらかで子ども家庭支援センターとして正式に受理した数のことです。

左側の表をご覧ください。相談種類別の過去3年の受案件数を掲載しております。全体の

受理件数につきましては、令和元年度は 854 件となりました。平成 30 年度からは少し減りましたが、概ね同じぐらいの数字という形になっております。

表の 5 行目の太枠部分が児童虐待の件数になります。虐待件数につきましては、290 件と過去最高の件数となっております。令和元年度につきましては、虐待種別では心理的虐待が 123 件で最多となっております。心理的虐待増加の要因は、令和元年 10 月に開始された児童相談所から子ども家庭支援センターへの送致であり、3 月末までの約半年間で 39 件でした。送致される虐待の内容は、子どもの面前での夫婦喧嘩で心理的虐待として警察から児童相談所に書類通告された事案です。

続いてケースワーカー相談の表をご覧ください。全体の受理件数は微減でしたが、特に対応が必要な虐待件数が増加したことに伴い、ケースワーカーの訪問、面談、電話相談件数はすべて増加しており、合計 29,107 件でした。

続いて資料の右側真ん中の、児童相談所送致及び通知等の表をご覧ください。児童相談所への送致について、平成 30 年度 0 件だったものが令和元年度は 7 件と増加しています。送致は、虐待相談において、一時保護等が必要だと判断した場合に、児童相談所へ送致を行っているものです。これは深刻な虐待事案が増加していることが要因と考えられます。

このように増加の一途をたどる児童虐待ですが、平成 27 年度から導入したチーム制により受理ケースの進行管理を行っております。また平成 28 年度から導入いたしました社会福祉専門の大学教授による定期的なスーパーヴィジョンも継続し、ケースワーカーをはじめとする職員のスキルアップに努め、対応力の強化を図り、令和 2 年度はケースワーカーも 1 名増員することで対応しております。以上になります。

会長

ありがとうございました。今の説明に関して何かご質問等ございますでしょうか。

委員

虐待のことでわかる範囲で教えていただけたらと思います。今年のこの自粛期間で親も子ども家にいることが多くなったということで、大人も子どももストレスを抱え込んで、家庭内での虐待みたいなものが増えているというような話もちらっと聞いたりするんですね。これを見ると年々増えていて、今年の今日あたりまでの時点でやっぱりまた増えている感があるのか、そのあたりのことをなんとなくぼやっとでもいいので、分かったら教えてほしいなと思います。

事務局

増えている感が非常にあります。基本的に相談先通告元っていうのは、学校ですとか保育園が多いのですが、3 月、4 月、5 月は休校ですとか自粛に伴ってそういう先からの通告はあまりなかったんですけども、それでも前年度比で比べると増えています。なので、そう

いった意味で6月以降、特に休校明け・自粛明けで爆発的に増えておりまして、7月に6月分も非常に増えていて、7月も継続して6月ほどではないですけども非常に多い数字で推移しているというところです。4、5、6月の3ヶ月で140件ぐらいの実験虐待の受理件数ですので、このペースでいくと290件というのは、確実に上回るかなというふうに思っております。

会長

ありがとうございました。このことについて、ご質問、ご意見はございますか。

(※質問なし)

(7. その他)

会長

では、続いて、7 その他 何かございますか。

委員

ちょっと戻りまして「なつひの」の件なんですけれども、毎年各学校の保護者的には今年こそうちでやってほしいという、未実施の学校でそんなことを思っていて、準備ができたところというか、実施できる見込みのところから順次追加していくみたいに聞いていたんですね。今年度平山と滝合の2校が実施予定で、結果実施できなかったということなんですけど、少なくともこの2校は実施できる見込みがあったという認識でよろしいわけですよ。そこへ来て来年度の話なんですけど、来年度残り3校ってことになると思うんですけど、そこは全くゼロという段取りではなく、今年この2校ができていれば来年度その3校やってしまうというような話だったんでしょうから、考え方によっては、来年度もし通常運転できていれば5校行けちゃうのかなみたいな色気も出ちゃったりするんですけども、その辺の見込みみたいなものを聞かせていただけたらと思います。

事務局

大変期待が大きいところを今お聞かせいただきました。まず、今年できなかった2校ですが、準備が整ったところということを書いていたようでございます。私も子育て課へきてから、その準備が整ったっていうのをもうちょっとしっかりした方がいいんじゃないかというところもお話をさせていただいて、各学校のコーディネーターの方からちゃんと学校の状況を聞いて、学校とも調整をし、できるところということでしっかり手を挙げてもらって、できる学校を定めてくださいということで、平山・滝合については環境も整っているし、ぜひということで、令和2年度からやるということを決めて動かしていたところですが、残念ながらということでございます。来年は当然やりたいというふうに思っていますが、

「なつひの」の場合ちょっと違うところがあるんですね。パートナーさんの拘束時間が少し長いということ、しかも暑いというところがあります。パートナーさんの構成も各学校でちょっと違うものですから、そういう中で、きちんとパートナーさんが集められるんだろうかっていうところが全校実施に向けての課題です。それともう一つは、施設的にやはり学校さんの協力をいただきながらというところがございます。非常に学校さんには協力をしていただいておりますが、コロナウイルスの中では、うまく施設を工夫していくということも必要ですし、通常ですと「なつひの」の時期にいろんな行事を入れているというところもありますので、そういうものの調整もしながら、目指すところは全校実施なんですけれども、来年5校実施できますねと言われると少しまだ課題を持っているところですので、まずは今年出来なかった2校をしっかりとやり、来年の状況を見ながら少しでもそれに上積みができるように努力をしていきたいと思っております。以上です。

委員

ありがとうございます。確かにおっしゃる通りで、人の確保というのは結構難しいなとは思っております。残りの3校って今なんだろうなと思ったら、四小と八小と仲田小ってことになるんですかね。勝手なPTA協議会的な感覚でいうと、この3校は保護者が集まるんじゃないかなという感じがしちゃったりするんですよね。なつひのに従事してくれる大人を確保する方法として、いわゆる各校にすでにいるコーディネーターさんとか、学校支援とかに関わっているような人が、いかに人をうまく集められるかみたいなのところにかかってくるのかなと思っております。私に関わっていた小学校では、人を確保するのを手伝ってくれというふうに頼まれて、PTA的にも保護者全員に声をかけて、ちょっと変な話ですけどちゃんと日当も出るからということで、人をちゃんと確保できましたし、その辺りがコーディネートする方のスキルによるところだとするとちょっと寂しいなと思っちゃったりするんですよね。なので、そういう時はぜひPTAをうまく使っていただけたらなと思ったりもしますし、ぜひ前向きによりしくお願い致します。

事務局

貴重なご意見をどうもありがとうございます。今おっしゃった通り、パートナーさんが高齢化しているので、なかなかできませんということではなくて、私どもの方としても、今会長さんがおっしゃったようなPTAをもっと活用できるんじゃないかとか、またコロナウイルスで仕事がなくなってしまったような方に、パートナーさんをやってみないかって斡旋してみようとかですね、いくつかこれからのことも考えて、人の確保というのは大変重要な課題ですので、今おっしゃったことも含めて調整をさせていただいて取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

会長

その他ございますでしょうか。

委員

この会議の今後の開催についてなんですが、今後のスケジュールでいきますと、例年でも感染症が非常に蔓延する時期の開催が多いと見受けますので、この形を続けるのか、ネットでの参加も可能という形にするのか、全員でなくてもそれぞれの方のいろんな環境事情はおありだと思いますので、そういったところも加味していただくと感染症予防をしながらもこの会議の運営を止めないというふうになるのかなと思います。すでにやってらっしゃるのかと思いますけれども、ぜひそういったご配慮をいただければと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。この件につきましては次回まで時間もありますので、事務局の方で考えていただいて対応していただければと思います。他にございますでしょうか。

無いようでしたら、以上で本日の議題は全て終了しました。この会議の中では貴重なご意見もございましたので、今後の施策に活かしていければと思います。

最後に、次回の日程の確認を事務局からお願いします。

事務局

次回の日程についてご連絡申し上げます。10月1日（木）午後6時30分から、会場は市役所1階101会議室での開催を予定しております。近くなりましたら改めてご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また先ほどの提案につきましても検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

以上をもちまして、本日の会議を終了します。お疲れ様でした。